

条 文	解 説
（条例制定等の手続） 第３６条　市は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、立案段階から市民の参画を図り、又は市民に意見を求めなければならない。 （１）　関係する法律等又は条例等の制定改廃に基づくもので、その条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合 （２）　用語の変更等簡易な改正で、その条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合 （３）　前２号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者（以下「提案者」という。）が不要と認めた場合 ２　提案者は、前項に規定する市民の参画等の有無及び状況に関する事項を付して、条例案を提出しなければならない。	【解説】 <第１項> まちづくりに関する重要な条例の制定改廃に関して、市民参画を図ることを規定しています。 まちづくりに関する重要な条例とは、 (1)まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例 (2)市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例 (3)その他、市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される条例をいいます。 <第２項> 条例案提出の際に市民参画の状況を明示することで、市民及び議会双方への説明責任を果たします。

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
（総務課） ■まちづくりに関する重要な条例を制定する際には、必要に応じ、各課において市民委員を交えた附属機関や懇談会の設置を行うでの審議を行うことで、市民参画を図っている。また、パブリックコメント手続条例に基づき、広く市民から意見を求めるようにしている。 ・附属機関設置数——47件 懇談会設置数——13件 （例）生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会(総務課) 生駒市環境審議会(環境モデル都市推進課) （財政経営課） ■条例の制定改廃に関するパブリックコメント実施件数—(H25)—9件 H26　2件 H27　1件 H28　1件 H29　1件 「生駒市火災予防条例」の一部改正（案）について H30　1件 「生駒市個人情報保護条例」及び「生駒市情報公開条例」の一部改正（案）について （介護保険課） ■介護保険条例の改正 平成27年度～29年度の保険料決定に向けて介護保険運営協議会で検討を重ねます。 3年間の保険料を決定した。 (H27年度～29年度) (H30年度～32年度)	・今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある。	・まちづくりの主体である市民、市議会及び市のそれぞれが市政運営に必要な情報を共有することが市民参画や協働の原則による自治を推進する前提となることから、情報共有を図るために継続的な取組を進めていく必要がありますが、まだ不十分であると思われます。事業等実施の際には、事業実施を決定した後ではなく、構想段階・事業の是非を検討できる段階で、市民に情報を提供し、意見を聴取していく姿勢が必要であると考えます。 ・審議会等に参加する市民は限られ、パブリックコメントでの意見数も限られていることから、多くの市民の声を把握する手段について、さらなる配慮が必要であると考えます。 ・市が公表する素案を対象として、市民との意見交換が行える機会（公聴会等）を拡充する必要があると考えます。 ・パブリックコメント以外にも、アンケートの実施などによる市民の意見を集める方法がもう少し頻繁に行われるべきかと思われます。 ・審議会等に参加する市民や各種団体代表について、希望者には、会議とは別に研修等の機会があればいいと考えます。	（財政経営課） ・まちづくりに関する重要な計画を策定するにあたっては、パブリックコメントだけでなく、各課において市民アンケートやワークショップ等を実施し、より多くの市民の意見を集約するよう努めている。	特になし	・パブリックコメントの件数が少ないように思います。原因は？ 「市民自治基本条例」が市民生活の活動につながらず関心もない人が多いようです。啓発が必要と思います。 ・変更は特になし ただし、下記の各段階における協議スタイルや時間設定、メリハリのある情報化が重要と考えます。 1) 構想段階などにおける自由闊達な意見、アイデアを出すことができる場 2) 計画段階における専門的な意見を踏まえた検討の場 3) 実施段階における目標の共有を図る場 4) 実施後の再検討の場における評価の場

条 文	解 説
(計画策定段階の原則) 第 3 7 条 市は、市の将来や市民生活に関係する重要なまちづくりの施策の検討及び決定に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。	【解説】 重要なまちづくり施策の検討及び決定を行う場合は、広く市民の意見を求め、市の考え方を公表するという規定です。これは、市の附属機関等における委員の公募、アンケートやパブリックコメントの実施を示しています。なお、対象となる市の基本的な政策等の内容、意見聴取の時期や方法等は別に条例で定めています。 《既存の法律など》 【生駒市パブリックコメント手続条例】 (目的) 第 1 条 この条例は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、政策等を策定する過程において市民に説明する責務を果たすとともに、市民の市政への参加を促進し、もって行政運営における公正の確保と透明性の向上に資することを目的とする。

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
(秘書企画課) ■市民・事業者満足調査実施(H24.10)、市民満足度調査 (H27.6、H29.5)、男女共同参画・人権についての市民アンケート実施(H26.3)、ごみ減量化についてのアンケート調査実施(H25.7)	・今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある。			特になし	
(環境モデル都市推進課) ■第 3 次生駒市環境基本計画策定 計画策定の過程において、無作為抽出による市民アンケート、公募委員・市民団体・市内事業所等で構成する市民ワークショップを実施。(H30.1～5 月・H31.1 月 の計 6 回)				特になし	
(障がい福祉課) ■第 5 期生駒市障がい者福祉計画の策定にあたり市民アンケートを実施し (H29.6)、当事者の意見を広く求めた。				特になし	
(介護保険課) ■介護保険運営協議会で第 6 期事業計画を検討・策定するにあたり、市民意識調査 (アンケート) 及びパブリックコメントを実施します。介護保険運営協議会を設置し、高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画を検討、策定した (H30 年 3 月)。また、策定にあたり、アンケート及びパブリックコメントを実施した (H30 年度)。				特になし	
(営繕課) ■生駒市営住宅条例の一部改正 (H25.3) 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅の整備基準の条例化及び入居の際の収入基準の改正に係る生駒市営住宅条例の一部改正を行う際にパブリックコメントを実施した。				特になし	

条 文	解 説
(計画策定手続) 第 3 8 条 市民に意見を求めるときは、意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見及び情報を考慮して決定する制度やアンケートの実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、速やかに公表しなければならない。	【解説】 市民に意見を求める際の意見聴取の方法や提示された意見に対する市の回答及び公表原則を規定しています。なお、意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見及び情報を考慮して決定する制度による場合については、生駒市パブリックコメント手続条例によることとなります。

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
(財政経営課) ■パブリックコメント手続条例及びその手引きに基づき、素案段階でいただいた意見については、考え方を記載し、各課において公表を行っている。 同様にアンケート結果についても公表している。 計画策定に関するパブリックコメント実施件数 (H25) 9 件 H26 7 件 H27 4 件 H28 4 件 H29 5 件 H30 5 件	・今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある。			特になし	
(介護保険課) ■介護保険運営協議会で第 6 期事業計画を策定するにあたり、パブリックコメントを実施します。また、策定後の第 6 期事業計画についてもホームページに掲載します。 高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画の策定にあたり、パブリックコメントを実施し、いただいた意見について考え方を記載し、公表を行った (H29 年度)。				特になし	
(障がい福祉課) ■第 5 期生駒市障がい者福祉計画の策定にあたってパブリックコメントを実施(H29.12)し、意見や結果を公表した。				特になし	

【追記】
(H29) 上記 2 課（2 件）のほか、以下の計画に関するパブリックコメントを各担当課で実施（計 5 件）

- ・「第 3 期食育推進計画（案）」（健康課）
- ・「就学前教育・保育のあり方に関する基本方針（案）」（こども課）
- ・「生駒市商工観光ビジョン（案）」（経済振興課）

(H30) 以下の計画に関するパブリックコメントを各担当課で実施（計 5 件）

- ・「生駒市人権施策に関する基本計画（案）」（人権施策課）
- ・「生駒市自殺対策計画（案）」（健康課）
- ・「第 3 次環境基本計画（案）」（環境モデル都市推進課）
- ・「第 6 次生駒市総合計画（案）」（秘書企画課）
- ・「生駒市空き家等対策計画（案）」（都市計画課住宅政策室）

条 文	解 説
(審議会等) 第 3 9 条 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、地域、性別、年齢、国籍等に配慮するとともに、原則として市民から公募した委員を加えなければならない。 2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。	【解説】 <第 1 項> 審議会等委員の選任について、地域、性別、年齢、国籍等への配慮及び原則として市民公募委員を設けることを規定しています。 <第 2 項> 審議会は、原則公開するとともに、その会議録も公開することとしています。 平成 20 年 4 月 1 日から附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針を施行（平成 24 年 10 月 9 日に同取扱指針を廃止し、新たに「附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針」を施行）しており、委員の公募に当たっては同指針に基づく附属機関等の委員の公募に関する基準（平成 24 年 10 月 9 日から「附属機関及び懇談会等の参加者の公募に関する基準」によるとともに、会議等については、附属機関等の会議の公開に関する基準（平成 24 年 10 月 9 日から「附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する基準」）により運用しています。 《既存の法律など》 【附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針】 (委員の公募) 第 6 条 附属機関の委員の選任に当たっては、市民参加の推進を図るため、公募による委員の選任枠を設けるものとする。ただし、その設置目的、審議内容等から公募が適当でない場合は、この限りでない。 2 公募により委員を選任する場合は、その選任方法に公平、公正を期すとともに、応募者の意欲、知識等を考慮し、選考するものとする。 3 前 2 項に定めるもののほか、委員の公募に関する取扱いの基準は、別に定める。 (会議の公開等) 第 1 2 条 附属機関及び市は、会議の開催の周知、会議の公開、会議結果の公表等に努めるものとする。 2 前項に定めるもののほか、附属機関及び懇談会等の会議の公開等に関する取扱いの基準は、別に定める。 3 附属機関等は、審議に当たり、市民からの意見募集、公聴会の開催等の方法により、市民の意向が反映されるよう努めるものとする。

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の 推進委員会での意見	意見に対する対応 （対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で 変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
（総務課） ■附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針、附属機関の委員及び懇談会等の参加者の公募に関する基準、附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する基準（いずれも H24.9 策定）に基づき、各課において対応。 ※市民公募している附属機関等の公募委員比率：35.7%29.5% （H31.3 月末現在） （参考値。上記基準では 20%） ※附属機関等の女性比率：29.7%31.0%(H29 年度末現在)（上記指針では 40%） （総務課） ■審議会等の公募市民無作為抽出型登録制度公募市民等無作為抽出型登録制度（H25.4） 市政への市民参画の機会を創出し、多様な市民の意見等を市政に反映させるため、審議会等の公募市民の無作為抽出公募市民等の無作為抽出による登録制度を実施している。 市民協働・人権、子育て・教育、環境・ごみ減量化、福祉・健康・医療、行政経営・防災、生涯学習・スポーツ、景観・まちづくり、産業・環境の 8 分野に合計 284 名に総計 815 名(H25.6～H27.6：284 名、H27.6～H29.6：349 名、H29.6～H31.6：182 名)の市民に登録いただいた。 平成 25 年度は平成 29 年度末までで、8 ㄟ累計 33の審議会等(ワークショップ等を含む。)で当制度を活用し、合計 19 名累計 96 名の公募市民を選出した。	（総務課） ・今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある。 （総務課） ・多くの方に登録いただいているが、登録期間である 2 年の間、一度も公募市民として審議会等に参加していただけない場合がある。	・審議会等への公募無作為抽出型登録制度を十分に活用するため、公開されている資料、議事録に基づき、登録されている市民に意見を求めるなどの工夫が必要と考えます。 ・原則として市民から公募した委員を加えなければならないとの規定がありますが、公募委員をもっと増やす努力を願います。入れない場合、なぜ入れないのかという説明が必要であると考えます。また、審議内容が専門的で公募委員はなじまないという声がありますが、公募委員を入れることにより、その内容がどれだけ神経を使う難しい仕事かということが分かる市民が増えるという効果も考えられます。 ・公募委員においても、行政（公益事業、公共経営）が何かというのが理解されていない方もおられるので、選考方法も検討したほうがいいかもしれません。また、公募委員制度は、多様な市民の意見を市政に反映させるという目的もありますが、市民においても学んでいただき、育っていただくというような双方向の関係が築けるようになればいいと考えます。	（総務課） ・「附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針（平成 24 年 10 月 9 日制定、平成 30 年 5 月 8 日改正）」及び「附属機関の委員及び懇談会等の参加者の公募に関する基準（平成 24 年 10 月 9 日制定、平成 30 年 5 月 8 日改正）」において、附属機関の委員の選任に当たっては、原則公募による委員の選任枠を設け、公募委員の比率は、当該附属機関の委員の定数の 20%以上を目標とするとしている。また、公募委員を入れない場合は、設置目的、審議内容等から公募が適当でない場合に限られており、当該附属機関の所管課において公募委員を入れない理由を説明できるようにしておくべきと考える。 選考方法については、より広く市民の意見等を市政に反映させることを目的に公募市民等無作為抽出型登録制度を導入しているが、審議内容が専門的であり、選任された公募委員にとっても大きな負担を感じることもあったり、議論がかみ合わなかったりすることも現実として生じており、その難しさを感じているところである。	特になし	・1、付属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針の第 4 条の（5）委員については、女性や若年層の専任を積極的に図るものとし、特に次に掲げる事項に留意すること ア 女性の比率は 4 0 %目標 イ 7 5 歳未満の専任に積極的な努力 ウ（新設）障害者施策（障害者基本計画など）を検討する付属機関等では、障害当事者（障害者または家族）の比率が 4 0 %を下回らないこと。 2、同じく指針の第 6 条（委員の公募）では、第 3 項として、「公募委員の 4 割を女性とすることを目標とする。」を加える。 ・私自身この委員会に学習不足の参加で大変申し訳なく思っております。市民活動と「市民自治基本条例」の関わりに意識改革が必要だと思います。 ・公募選出された市民委員はおのおの経験知識が異なるため、1 0 0 %意見を求められることは難しいと感じている。 ・変更は特になし ただし、公募委員の選定については、もう少し工夫が必要ではないかと考える。（実際の結果や問題点、良い点などについてまとめてみてはどうか？

(防災安全課・消費生活センター) ■「消費生活審議会」委員 8 名の内、2 名を公募市民委員として委嘱。審議会(公開)を開催 (H30.5.29)して、審議結果を市 H.P.で公表した。市消費者保護条例 (平成 19 年 12 月条例第 26 号)				特になし	
(介護保険課) ■介護保険運営協議会は、市の附属機関であり、2 名の公募委員市民に委員委嘱しています。また、介護保険運営協議会は原則公開しており、会議録等をホームページでの公表を行っています。公開している。				特になし	
(都市計画課) ■学研高山地区第 2 工区のまちづくりについて 平成 28 年 8 月、学識経験者等から構成される「学研高山地区第 2 工区まちづくり検討有識者懇談会」を設置し、平成 29 年 9 月に議論した内容を取りまとめた「有識者懇談会のとりまとめ」を公表した。その後、11 月に地権者および市民を対象にとりまとめ報告会を開催した。なお、有識者懇談会における会議録や会議資料についてはその都度、市の H P にて公表している。 また、本年 3 月、5 月に今後のまちづくりの取組みなどについて、地権者の意見を広く聞くための勉強会（意見交換会）を開催し、11 月には地権者の約半数が加入する「学研高山地区第 2 工区地権者の会」が発足した。なお、設立総会等の様子はホームページにて公開している。	(都市計画課) ・今後、学識経験者や地権者等から構成する「新たな検討組織」を設置し、学研高山地区第 2 工区の全体土地利用計画等（マスタープラン）を策定していく上で、検討内容等を公表・公開することによって、当該地区のまちづくりについて広く知ってもらう必要がある。			特になし	

【追記】

審議会は上記以外に多数存在します。現在、各課からの情報をもとに、審議会における女性比率や公募市民の人数等をまとめた一覧表を作成中です。

条 文	解 説
（市民自治の定義） 第４０条　市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。 ２　市民自治活動の主体は、自治会、ボランティア、ＮＰＯ等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるものとする。	【解説】 <第１項> 市民自治の概念が一般的に定着していないため、定義を設けました。各地の自治体の事例では、コミュニティという表現を用いているところもありますが、より具体的な日本語表現で生駒市域全域から、例えば自治会単位といった共同体意識の形成が可能な一定の地域における市民主体のまちづくり活動としています。 <第２項> 市民自治の活動主体は、地縁系団体である自治会やテーマ系団体のボランティア、ＮＰＯ等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるとした規定です。行政だけでは解決できない地域の課題などについて、当該地域にかかわるさまざまな活動主体が、それぞれの役割や自主性を尊重しあいながらまちづくりを行うことを示しています。

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
				特になし	・第４０条第１項では、「市民自治とは、…活動をいう」となっていますが、第２項以下（第４１条以下も含む）では、「市民自治活動」という言葉が遣われています。これでは「市民自治活動」とは、「市民自治活動活動」となってしまうのではないのでしょうか。変更案としては、本条第１項を「市民自治活動とは、」にするか、「様態をいう」にするといった辺りが考えられます。 ・小学校区のコミュニティーは「住民主体」と表記はいかがでしょうか。

条 文	解 説
（市民自治に関する市民の役割） 第４１条　市民は、市民自治活動の重要性を認識し、自ら市民自治活動に参加するよう努めなければならない。 ２　市民は、市民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。	【解説】 ＜第１項＞ 補完性の原則に基づき、まず市民自身が市民自治活動の重要性を認識し、その担い手として積極的に市民自治活動に参加することを市民の努力義務として規定しています。 ＜第２項＞ 市民自治活動への参加に加えて、自らの判断に基づき、市民自治活動を行う団体等を支援することも市民の努力義務として規定するものです。

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の 推進委員会での意見	意見に対する対応 （対応していない場合はその理由）	条文・条文解説 で変更が必要と 思われる箇所	市民自治推進委員意見																				
（市民活動推進課・市民活動推進センター） ■自治会加入率 80.4978.67%（H30.4.1 現在） ※H26:80.49% H27:80.73% H28:80.28% H29:79.6% ■市民活動推進センターららポート登録団体数（H26.6.1 現在 66 団体 H31.4.1 現在 92 団体 ■地域活動への参加状況（H24「市民・事業者満足度調査」より） ・自治会活動：59.4%（よく参加している、時々参加しているの合計） H22 では 58.3%） ・地域への清掃・美化活動・リサイクル活動 49.1%（同 47.5%） ・地域の祭り・伝統芸能などの保存伝承 32.0%（同 31.8%） （%） <table><tr><th>活動内容</th><th>H22</th><th>H24</th><th>H27</th><th>H29</th></tr><tr><td>自治会活動</td><td>58.3</td><td>59.4</td><td>57.1</td><td>56.5</td></tr><tr><td>地域への清掃・美化活動・リサイクル活動</td><td>47.5</td><td>49.1</td><td>47.9</td><td>47.1</td></tr><tr><td>地域の祭り・伝統芸能などの保存伝承</td><td>31.8</td><td>32.0</td><td>23.5</td><td>25.0</td></tr></table> ※「よく参加している」、「時々参加している」の合計。）	活動内容	H22	H24	H27	H29	自治会活動	58.3	59.4	57.1	56.5	地域への清掃・美化活動・リサイクル活動	47.5	49.1	47.9	47.1	地域の祭り・伝統芸能などの保存伝承	31.8	32.0	23.5	25.0		・高齢化による自治会活動が困難になる地域や、高齢化・メンバー固定化により活動が困難になる N P O 等もあるため、これまでの固定観念にとられない取組も必要かと思われます。 ・地域活動への参加率は低く、市民の価値観、地域社会のあり様が変わってきている中、市民の自主性のみに任せていても、市民が市民自治活動の重要性を認識したり、自ら参加するということの実現は難しいので、行政の何らかの関与（仕掛け・インセンティブ）が必要と考えます。	（市民活動推進課） ・ライフスタイルの変化や価値観の多様化などによる自治会加入率の減少や、高齢化等による役員のなり手不足により、自治会運営がきびしい状況に置かれる中、地域課題も多様化している。 このような現状をふまえ、自治会だけでなく、地域の各種団体、N P O、事業者、地域住民など、地域に関わる様々な人々が相互に連携協力しながら、地域の課題解決に向けて取り組む組織（市民自治協議会）の設立や活動支援を進めている。 ・ワークショップ等の開催を市と地域との共催で実施することにより、地域資源の再確認や課題の共有を通して、具体的な事業提案など市民自治の取り組みが少しずつ動き始めている。	特になし	・生涯学習部「寿大学生」のパワ活用を図り、生涯学習部と市民活動推進課にて対応を検討してはどうでしょうか。 ・変更は特になし ただし、市全体のテーマの他に、地域の人口構成や環境などにより、地域課題が変わる可能性が高いと考えられるので、自主性・積極性を誘導するための仕組みづくりも重要ではないかと考える。（例えば、職員の地域担当制やテーマ別の参加者対応など）
活動内容	H22	H24	H27	H29																					
自治会活動	58.3	59.4	57.1	56.5																					
地域への清掃・美化活動・リサイクル活動	47.5	49.1	47.9	47.1																					
地域の祭り・伝統芸能などの保存伝承	31.8	32.0	23.5	25.0																					

条 文	解 説
（市民自治に関する自治体の役割） 第４２条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う市民自治活動を尊重しなければならない。 ２ 市は、自治会、ボランティア、ＮＰＯ等の市民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援するものとする。	【【解説】】 ＜第１項＞ 市の市民自治活動に対する認識を確認する規定です。 ＜第２項＞ 市民自治活動は、自主、自立したものが原則であることから、市による支援については、補完性の原則に基づき、あくまでも「必要に応じて」行うことを規定しています。自立した市民自治の活性化は自治体全体の強化につながり、地域社会自体が豊かになることから、こうした公益性のある市民自治活動に対する行政からの支援を保障するものです。

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の 推進委員会での意見	意見に対する対応 （対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で 変更が必要と思わ れる箇所	市民自治推進委員意見
（市民活動推進課） ■自治連合会への支援 市内の 126127 自治会で組織された自治連合会への事務的支援 ■自治振興補助金の交付 本市行政との協働を推進し、各種行政事務事業及び住民自治意識に基づく生活環境の整備等住み良い地域社会づくりに寄与している自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付。 ■集会所新築等補助金 地区住民の自治会活動を奨励するため、活動拠点である地区集会所の新築、増築、改築、改修又は太陽光発電システム設置を行った自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付。 ■地域まちづくり活動支援補助金 地域の課題を解決するため、自治会、ＮＰＯ等の多様な主体で構成される市民自治協議会及び設立を目指して活動を行う団体が実施する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付。 市民自治協議会（1か所）、準備会（2か所）に地域まちづくり活動支援事業補助金を交付。 また、協議会や準備会の組織の基盤強化のため、当該地域の課題やニーズなどの話し合いを進め活動の充実を図るワークショップの開催を支援している。 （市民活動推進センター） ■マイサボいこま（生駒市民が選択する市民活動団体支援制度） 公益事業を行う市民活動団体の財政的支援の拡充を図るとともに、団体が提案する事業に対して、市民が支援したい事業を選択し、届出することで、市民活動への理解や関心を高める。	（市民活動推進課） ・さらに自主的自立的な市民自治活動が行われるよう支援していく必要がある。 ・年々、厳しさを増す市の財政状況における補助金の維持と、自治会への負担軽減 ・市民の届出によって継続的に活用できる補助金であるが、市民活動団体の自立や発展性につながっていくような支援がさらに必要である。	・市民自治活動を活発化するには、活動主体の特性やニーズ（主体、活動内容、発展段階等により異なる）を踏まえ、支援を行う必要があると考えます。そのため、一律の支援を行う制度でなく、きめ細やかに支援ができる制度、体制づくりが必要と考えます。 ・自治会活動は地域コミュニティの核となるものであるから、補助金の交付だけでなく、自治会加入率を上げるような取組を自治会と市が協働して、より一層行う必要があると思われます。 ・市民活動団体の活動をホームページ等で情報発信し、市内の様々な取組が理解され、市民活動団体が活動しやすい状態となるよう、また団体同士が情報交換できるよう支援していく必要があると考えます。	（市民活動推進課） ・市民自治協議会の設立・活動支援では、地域の状況や意向を踏まえながら、構成団体の充実や活動の幅が広がるよう、助言やワークショップの開催などの支援を行っている。 ・市民自治協議会や準備会におけるワークショップでは、データから地域の特性を客観視し、そのうえで、地域資源や課題を洗い出し、地域のニーズに合った事業展開につなげている。 ・市民課で転入者に自治会加入の案内を配布するとともに、各自治会においても、自治会加入の案内を配布し、自治会への加入を促している。 ・開発事前協議書に自治会への加入等について、地元関係自治会と十分協議する旨を盛り込んでいる。 ・市民活動団体が実施する事業については、生駒市公式のホームページやツイッター、広報紙等の様々な媒体を用いて積極的に発信している。 ・市民活動推進センター登録団体同士が交流・連携する機会を、協働事業の「らら♪まつり」や全体会等の場でつづけている。	特になし	・「非営利の」という表現はありますが、「非宗教の」「非政治の」という表現はこなれていないように思います。「非営利的、非宗教的、非政治的」という表現もありうるように思います。もっと大きな疑問として、誰が「営利的／非営利的」、「宗教的／非宗教的」、「政治的／非政治的」と判断するかが問題であろうと思われます。特に最後の「政治的／非政治的」とどう判断するかは相当に「政治的」なものであって、条文に入れ込むことがかえって政治的中立性を損なう可能性があることにも注意が必要だと考えます。 ・各種団体でボランティアの減少、リーダー不足です。「生駒市ボランティア連絡会」も解散しました。その後の対策はありますか。 ・マイサボへの参加が少ない原因を調査すべき（以前参加していて不参加になった原因・要因をアンケートし調査する。（意見として提出書類も要検討では？）

【マイサポの提案事業と市民の届出率】 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr></thead><tbody><tr><td>提案事業数</td><td>30</td><td>27</td><td>25</td><td>25</td><td>30</td></tr><tr><td>届出率（%）</td><td>8.15</td><td>6.23</td><td>5.38</td><td>9.18</td><td>8.71</td></tr></tbody></table> ■市民活動推進センターでの相談事業 ボランティアなどNPO活動を行いたい方や団体と活動を受けたい方や団体とをつなぐ（マッチング）。 ■グローバルマラソンプロボノ活動促進事業 市民が企業で培った経験やスキルを活かして、市民活動団体等の運営を支援し、社会貢献をする場を創出。団体と市民が出会う場を作ることで、継続的な市民公益活動の活性化を目指す。		H26	H27	H28	H29	H30	提案事業数	30	27	25	25	30	届出率（%）	8.15	6.23	5.38	9.18	8.71	・応援したい市民活動団体を選択することを通して、市民活動への関心や参加につなげる目的もあるが、選択の行為にとどまることが多い。また、届出率を高めるには、相当な働きかけが必要である。				
	H26	H27	H28	H29	H30																		
提案事業数	30	27	25	25	30																		
届出率（%）	8.15	6.23	5.38	9.18	8.71																		
（防災安全課） ■出前講座等の実施 災害時における自助、共助意識の高揚と防災知識・技術の普及等のため、自主防災会が行う訓練や研修会等に対し市職員を派遣し指導を行っている。 ■自主防災会活動補助金の交付 自主防災会の基盤整備と活動の活性化を推進するため、自主防災会に対し、条件によって①資機材等新規整備補助金、②資機材等追加整備補助金、③活動推進補助金を交付している。 （防災安全課・消費生活センター） ■くらしのサポーター養成事業 高齢者を中心とした消費者被害の未然防止や早期の被害救済に繋げるための講座を開催	（防災安全課） ■東日本大震災等の大規模災害後のしばらくの期間は市民の防災意識も高く訓練等の行われる機会も多いが、年数が経つにつれ意識が薄れ訓練等の機会も減少する傾向にある。 （防災安全課） ■自主防災会のない自治会が少なくなってきたため、資機材新規整備補助金については廃止するなど見直していく必要がある。 （防災安全課・消費生活センター） ・自主的な活動には至っていない。			特になし	・高齢者対象の振り込め詐欺への防止活動を強化してほしい。																		
（環境モデル都市推進課） ■生駒市環境基本計画推進会議補助金（H30年度まで） 環境基本計画に掲げるプロジェクトを着実に推進するため、市民、事業者、行政が一体となった推進主体として設立された環境基本計画推進会議（ECO・net 生駒）に対して、実施事業等に要する経費の補助を行うもの。 ■市民共同発電所事業 市民共同発電所の立ち上げを支援する。 ■市民共同発電所事業に対する支援一般社団法人市民エネルギー生駒が展開する、太陽光発電による市民共同発電所設置に対し、無償による公共施設の屋根貸し等の支援を実施。				特になし																			

■ファンドレイジング入門講座 活動に必要な資金や理解者・支援者を集める「ファンドレイジング」について、基礎知識や具体的な手法を学ぶ講座を開催（H31.1.14 実施）					
（環境保全課） ■自治会清掃 道路、公園等の清掃活動を実施される自治会に対し、ごみ袋の提供及びごみの回収等自治会への物的支援を行う。 ■東生駒川アジサイ育成業務事業 自治会員によるアジサイの育成活動を支援するため、辻町自治会と環境美化協定書を締結し、草刈り及び活動に必要な物品等の支給又は貸し出しを行っている。 ■地域環境整備事業 飼い主が不明な猫がむやみに繁殖するのを予防し、地域の生活環境の改善を図るため、避妊・去勢手術を行う自治会に対して、手術費の一部を助成する。地域ねこ活動を行う市民を地域ねこ活動サポーターとして公募し、認定している。 ■わんわんアドバイザー事業（H29 年度廃止） 各自治会から推薦、市民公募で集まった方に養成講座を受講していただき、受講後はわんわんアドバイザーとして散歩中に出会った飼い主に対して啓発チラシ等を配布するなどの啓発活動を行う。 ■集団資源回収補助金 ごみの減量化及びごみ問題に対する意識の高揚を図るため、古紙等の再資源化活動を自主的に実施している市内の子ども会・老人会・自治会等に対して、回収量に応じた補助金を交付し、活動を支援する。 ■ごみ集積施設設置整備事業補助金 ごみの散乱防止を図り、地域住民の公衆衛生の向上並びに環境美化の促進を図る。 交付対象：ごみ集積場の新設又は改修実施自治会 補助金：補助対象経費の 1／2（千円未満切り捨て）、限度額 30 万 交付条件：10 世帯以上 容量 450ℓ 以上				特になし	・資源回収補助金制度の広報充実を強化してほしい。 （未実施 子ども会 老人会 自治会へ）

（高齢施策課） ■生駒市老人クラブ連合会活動補助金 小学校校区老人クラブ連合会と単位老人クラブの生きがい活動、地域活動、健康増進活動等の活動をより推進していくために、補助金を交付する。				特になし	
（地域包括ケア推進課） ■生活支援体制整備事業 高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくため、概ね小学校区単位において、定期的な情報共有・連携強化の場（第2層協議体）の設置を進める。 （助け合い・支え合いを進めるためのワークショップ H28：1回、H29：4回開催。第18条の再掲） ■ボランティア養成講座 地域で介護予防・健康づくりに取り組んでいただける人材の養成を行う。H29は老人クラブ連合会と協働し、会員を対象に実施。 （H27：延べ57人、H28：延べ49人、H29：延べ261人参加。第18条の再掲） ■認知症サポーター養成事業（キャラバンメイト養成研修） 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを目指す。また、認知症サポーター養成講座の講師を行うキャラバンメイトを養成する。 （H29年度末までで延べ7,443人のサポーターを養成） ■介護予防教室（わくわく教室、地域型のびのび教室、いきいき百歳体操） 住民主体による65歳以上の高齢者を対象とした、各種レクリエーション（わくわく教室）、体操（地域型のびのび教室）、重りをつけて座って体操を行う教室（いきいき百歳体操）を支援。 （H29年度末：わくわく教室9教室、地域型のびのび教室25教室、いきいき百歳体操56教室）	支える側の高齢化も進んでおり、地域の支え合いを今後どのようにしていくかが課題である。			特になし	
（管理課） ■地元施行道路舗装補修工事材料支給 市が管理する道路、河川及び排水路について、地元が舗装、排水工事及び砕石散布等軽易な工事を施行する場合、その材料を無償で支給することができる。				特になし	

(みどり公園課) ■コミュニティパーク事業 街区公園等を対象に地域住民が主体となって、ワークショップ形式で、公園の使い方や育て方などのアイデアを計画案としてまとめ、市と協働して使いやすい公園にリニューアルする事業。自治会との地域課題に対応したプロジェクト。 ■公園・緑地の環境整備 公園・緑地内の樹林地整備（下草刈り・除間伐など）やごみ清掃などを市民ボランティア団体が中心となって実施。市はごみの回収や緑化啓発看板の設置、広報活動などを行う。 ■地域で育む里山づくり事業 市民の自主的な参加による森林整備活動として、里山林整備を行う団体に対して補助金を交付する。 ■樹林地バンク制度 整備を希望する市街化区域内樹林の所有者と活動場所を求める樹林保全活動グループに登録いただき、市がお互いを仲介して、未整備の市街化区域内樹林の保全を進める事業制度で、その際、整備方法などに関し自然生態アドバイザー（森林アドバイザー）の意見を聞いていただくことも可能。 ■ボランティア養成講座「花とみどりの楽校」 市民ボランティア団体が市と協働して企画段階から参画し、講座運営に主体的に関わって取り組んでいる。 ■市民の森事業 市が一定期間、樹林地の所有者から土地を無償で借り上げて整備し、広く市民に憩いの場として開放している。維持管理については周辺住民や市民ボランティア団体等による自主的な活動を行っている。 ■花と緑のわがまちづくり助成制度 まちなかに花や緑を植栽・育成し、花と緑と自然のまちづくりを推進する自治会等の団体に対し、予算の範囲内で助成金を支給する。	(みどり公園課) ・地域住民の温度差を解消し、完成後の公園を継続的に維持管理していくための体制づくりができていないケースがある。 ・この事業は県の補助金を活用し、平成32年までの5ヶ年計画で実施しているので新元号3年以後の財源の確保が必要となる。よって、以降の事業の継続については、県の補助金の動向を見極めて廃止なども含め見直していく必要がある。 ・樹林地、樹林保全活動グループは平成 28 年度から新規登録がない。 ・花とみどりのボランティアを養成することを目的とした講座で一定の成果があり森林ボランティア団体が立ち上がった。しかし、参加者は減少傾向で、今後新たな展開を考えていく必要がある。 ・市民の森の日常の維持管理や保全、利活用は、ボランティアや地元の住民が中心となり行なう事業であるが、市民の森の定例活動に参加される住民の数が少ない。			特になし	
--	--	--	--	------	--

■都市公園等の維持管理 公園・緑地等の維持管理業務（清掃、草刈、不法投棄の通報、遊具の点検、グラウンド整備等）を地元自治会等が中心となり行う。 ■生駒山麓公園・ふれあいセンターの管理運営 生駒山麓公園及びふれあいセンターの管理運営（施設の維持管理、利用受付等）を市との協定に基づき、指定管理者（民間事業者）に包括的に代行させる。	・各地区とも高齢化が進み、委託解消を希望する自治会等が増加傾向にある。 ・施設の老朽化に伴い、管理において民間企業のノウハウが十分に生かされていない。				
（建築課） ■萩の台住宅地いきいき交流会 （H27.2 まで） 多くの郊外型住宅地では、高齢化が進むとともに空き家になるケースが多くなってきていることから、空き家対策として、地域コミュニティの活性化を目的にモデル地区（萩の台住宅地）で意見交換を定期的に行っている。 平成 27 年度以降は、自治会主体で開催。				特になし	
（スポーツ振興課） ■地区別体力づくり活動事業 生駒市自治連合会が地区別（小学校単位で事業でも可）に実施するスポーツ活動事業に資金的支援を行う。 ■スポーツ推進に伴う各種補助金の交付 生駒市自治連合会が地区別に実施するスポーツ活動事業や、（一財）生駒市体育協会及び体育協会加盟団体等のスポーツ活動の強化や活性化を図るための事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付。 ■総合型地域スポーツクラブ推進・支援事業 市民が身近な地域で気軽にスポーツ活動が行えるよう総合型地域スポーツクラブの活動内容等の周知啓発を行うとともに、各地域の実情に応じたクラブを育成するため、関係団体等と連携。	・地域スポーツの中心的な存在として活躍が期待されている「総合型地域スポーツクラブ」は、地域住民の認知度や理解度が低く、クラブの会員数が伸び悩んでいるため、今後は、総合型地域スポーツクラブの存在を、より多くの市民に正しく伝えていくことが必要である。			特になし	
（教育指導課） ■生駒市地域ぐるみの児童生徒健全育成推進事業 子どもの見守り活動としてパトロール、保護者や教師のための学習会の開催。				特になし	

条 文	解 説
（市民自治協議会等） 第４３条　市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会、ＮＰＯ等の多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織（以下「市民自治協議会」という。）を設置することができる。 ２　市民自治協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら市民自治活動を行うものとする。 ３　市は、市民自治協議会の活動に対して必要な支援を行うことができる。 ４　市は、各種計画の策定及び政策形成に当たっては、市民自治協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。 ５　市は、市民自治協議会の意向により、事務事業の一部を当該市民自治協議会に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。 ６　前各項に関することは、別に定める。	【解説】 ＜第１項＞ 地域の特性や資源をいかした個性豊かな市民自治活動を行っていくためには、地理的条件など地域特性を共有するおおむね小学校区程度以下の単位を基本に自治会、ＮＰＯ等の多様な主体がまとまって活動することが必要であり、そうした組織（市民自治協議会）の設置について規定するものです。 ＜第２項＞ 市民自治協議会は、当該地域の市民のほか、当該地域とかかわりのある市民（事業者、各種団体等を含む）に開かれた、透明性のあるものとするとともに、市や関係する組織と連携して協働によって活動することを規定しています。 ＜第３項＞ 市は、市民自治協議会に対し、助成金の交付や職員の派遣、活動拠点施設の整備など必要な支援を行うことができることを規定しています。 ＜第４項＞ 市は、総合計画をはじめとする市の計画策定や事業及び施策の推進に当たっては、市民自治協議会が策定した地域計画（地域ビジョンなど）との整合に配慮するとともに、市民自治協議会の意見等を尊重しなければならないとする規定です。 ＜第５項＞ 市は、それまで市が行ってきた地域内の公共施設の管理や公共サービスの提供等について、市民自治協議会から求められたときは、できる限り市民自治協議会が市に代わって行えるよう配慮することを規定するもので、この場合、サービス提供等に係る経費を支払うなど必要な措置を講じるものとしています。 ＜第６項＞ 市民自治協議会に関する詳細事項は、十分な検討や調整を行った上で、別に条例で定めることとしています。

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
（市民活動推進課） ■市民自治協議会設立に向けてマニュアル作成 市民自治協議会設立に向けての流れ・イメージを記載したものを市民自治推進委員会で検討した。 ■「市民自治協議会認定要綱」の制定 市民自治推進委員会において、市民自治協議会の認定に向け、その要件を定める要綱案の検討を行い（H27年度）平成28年度から施行。 ■市民自治協議会の設立 ・「やまびこネットワーク」（壱分小学校区）H28年度認定 ■市民自治協議会準備会の設立 ・「あいさつタウン・南ネットワーク」（生駒南・生駒南第二小学校区） ・「鹿ノ台中学・小学校区防災協議会」（鹿ノ台小学校区） ・「中地区健康まちづくり協議会」（生駒・桜ヶ丘小学校区） ・「ネットワーク高山」（生駒北小学校区）	・行政主導で設立するものでなく、地域課題の抽出や、まちづくりへの住民意識の醸成等を地域主体として進めているが、現段階では設立に至っていない。 ・市民自治協議会や準備会の設立が確実に進んできているが、市域全体では、十分に周知されているとはいえず、市民自治協議会の意義やメリットをもっと具体的に伝えていく必要がある。	・市民自治協議会については、市民全般に浸透していない現状があり、市民の盛り上がりを期待しているだけでは、設立に至ることは厳しいと思われます。このため、全庁的に設立・運営を支援する体制や、地域の活動を支援するＮＰＯ等を地域とマッチングさせる活動が必要と考えます。 ・現在、市民自治協議会設立に向け活動している団体があるが、市民がその必要性をそれほど認識していない部分もあるので、団体の１つでも市民自治協議会として認定することにより、その認識が変わってくる可能性があります。また、活動を頑張っている人々にとっては、なかなか先が見えてこないという思いもあるので、認定に向けての後押しが必要かと考えます。 ・今後、市民自治協議会を作っていく際、学校の役割は非常に大きいものがあります。コミュニティスクール※として、学校が地域の中心となって地域自治を築いていくという発想が必要になってくるかと思います。※学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。	（市民活動推進課） ・市民自治協議会「やまびこネットワーク」の設立（H28.8）により、他の地域でも準備会が充足している。 各団体では、地縁組織だけでなく、事業者や市民活動団体も加わり、多様な主体で構成されている。 協議会、準備会の活動に対して、補助金交付の財政的支援を行うとともに、ワークショップを通じて、地域課題の再認識や具体的な事業計画の検討など、今後、活動の幅を広げていくための意見交換の機会提供を行っている。 ・協議会や準備会には、学校園やPTAも構成員として加わっており、地域と学校との連携を今後のまちづくりを進める上で重要な視点と捉え、活動を行っている。	特になし	・本条第１項では「一定のまとまりのある地域」とありますが、第40条第１項の「共同体意識の形成が可能な一定の地域」とどのように重なり、どのように違うのか、検討が必要であるように思います。もし一致するようであれば、表現を統一した方がよいかもしれません。 ・変更は特になし 地域にはそれぞれ地域特性があるので、それらを十分把握した上での支援等が必要ではないか？

■市民自治協議会の周知のためのリーフレット作成 ・市民自治協議会や準備会等の活動を紹介したリーフレット「みんなのいこま～これからのまちづくりを考えよう～」を作成し、ワークショップや市政研修会の際に参加者に配布し、市民自治協議会への理解の促進や意識高揚を図った。(H30 年度) ■壱分小、生駒南小・南第二小、鹿ノ台小の各校の市民自治協議会設立準備会において、設立に向けた活動、会議が行われ、その代表と協議を進めている。 ■地域まちづくり活動支援補助金交付 市民自治協議会設立に向けた活動を行っている団体へ地域まちづくり活動支援補助金の交付を行い、支援を行った。1団体50万円上限 市民自治協議会及び設立準備会（2団体）へ援補助金を交付。 ・市民自治協議会（事業費相当額・上限 50 万円） ・市民自治協議会設立準備会（事業費の 1/2 補助・上限 50 万円） ■ワークショップの開催（H29～） ○H29 年度 (実施団体) ・やまびこネットワーク ・あいさつタウン・南ネットワーク (概要) ・地域の強みと弱みの洗いだし ・地域資源や地域課題の共有 ・「まちづくりの方向性」の検討 ○H30 年度 (実施団体) ・やまびこネットワーク ・あいさつタウン・南ネットワーク ・鹿ノ台中学・小学校区防災協議会 ・中地区健康まちづくり協議会 (概要) ・地域資源と各活動団体の強み ・協議会（準備会）として取り組む事業計画案の検討 ・地域課題の共有と解決策の検討 (安心・安全・情報・地区間の連携)					
---	--	--	--	--	--

条 文	解 説
（市民投票） 第４４条　市長は、市政にかかわる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、市民投票の制度を設けることができる。	【解説】 市の重要な政策判断が必要な事項については、市民に対する意思確認の手段として、市民投票ができることを定めています。 平成２６年６月に生駒市市民投票条例を制定しました。 《既存の法律など》 【生駒市市民投票条例】 （目的） 第１条　この条例は、市政にかかわる重要事項について、生駒市自治基本条例（平成２１年６月生駒市条例第２０号。以下「自治基本条例」という。）第４４条及び第４５条の規定による市民投票の実施に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画を推進し、もって市民自治の確立に資することを目的とする。

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
（市民活動推進課） ■常設型市民投票条例制定（平成 26 年 6 月） 【経緯】 - 平成 21 年度 市民自治推進会議及び庁内関係各課によるプロジェクトチームにて条例案の検討 - 平成 22 年度 パブリックコメント、アンケートの実施（11 月）など - 平成 23 年度 市民自治推進会議から市民投票条例（案）提言 - 平成 26 年度 6 月定例会にて議決 - 平成 28 年度 「市民投票のしおり」の検討、作成 「市民投票システム」の整備 - 平成 29 年度 市民投票条例施行（平成 29 年 4 月～）	（市民活動推進課） 条例公布後 3 年以内に施行	平成 26 年 6 月に市民投票条例が制定され、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行するとなっておりますが、施行までに市民への情報提供の方法、争点に関する市民間における討論の場の持ち方など、市民投票制度の運用に係るガイドライン（マニュアル）を作成する必要があると考えます。	（市民活動推進課） 平成 29 年度からの市民投票条例の施行に向け、平成 28 年度に、市民自治推進委員会において、市民向けに市民投票の流れ等を分かりやすく解説した「市民投票のしおり」を作成するとともに、市民投票システムを整備した。	特になし	

条 文	解 説
第 4 5 条 市民は、市長に対して市民投票を請求することができる。 2 議会及び市長は、市民投票を発議することができる。 3 市民投票の請求、発議、投票資格その他市民投票の実施に関し必要な事項は、別に定める。この場合において、議会及び市長は、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人及び未成年者の参加に十分配慮しなければならない。 4 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。	【解説】 ＜第 1 項＞ 市民の請求により市民投票ができることを定めた規定です。 ＜第 2 項＞ 市議会や市長が直接市民の意思を確認しながらそれぞれの意思決定を行っていくことは、間接民主制を補完する意味でも重要であるため、市議会と市長も市民投票を発議できることを定めています。 ＜第 3 項＞ 市民投票の実施請求に関する具体的な手続やその他市民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定めることを規定しています。その条例においては、定住外国人や未成年者の参加に配慮することとする規定です。 ＜第 4 項＞ 市民投票は法的な拘束力を持たないため、その結果で市長や議会の選択や決断を拘束するものではありませんが、投票の成立要件を含め、あらかじめ投票結果の取扱を定めておくとする規定です。 平成 2 6 年 6 月に上記条文の項目を定めた市民投票条例が制定されたことにより、今後は同条例、同条例施行規則に基づいて手続きを行っていくこととなります。

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
（市民活動推進課） ■生駒市市民投票条例制定（平成 26 年 6 月） 4 5 条各項の内容は、投票条例で明記。 （市民活動推進課） ■市民投票条例施行（平成 29 年 4 月）	（市民活動推進課） ・条例公布後 3 年以内に施行			特になし	

条 文	解 説
(情報への権利) 第４６条 市民は、法令等により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。	【解説】 情報を受ける権利、自ら取得する権利（アクセス権）について規定しています。 市民が主体のまちづくりにおいて、市民が自ら考え、行動するためには、さまざまなまちづくりに関する情報が市民に十分提供されなければならないことを定めるものです。

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
(広報広聴課) ■市内外に周知すべき情報を適宜収集し、広報紙・広報番組やホームページへの掲載、報道発表、SNSなどで発信している。 (広報広聴課) ■情報発信力強化のため、プロジェクトチームで課題解決方法を探ることにも取り組んだ。	(広報広聴課) ・広報紙の読者の拡大、ツイッターのフォロワー数増加は課題である。	・情報の提供には、自ら加工可能な生データの提供と理解を促すための情報とを提供する必要があります。現状においては、特に前者についての情報公開は不十分です。後者については、一定程度の情報発信は実施されており、市民が情報にアクセスする動機づけの方法を検討、充実することが必要であると考えます。 ・情報の共有を進めていくには、情報開示請求を伴わずインターネット等で容易に取得できる情報を拡大していく必要があると考えます。	(広報広聴課) ・広報紙の読者拡大やツイッターのフォロワー数増加という課題の解決に向け、広報紙アンケートや、ツイッターの効果測定などを定期的に行っています。そうした結果に基づき、市民が情報にアクセスする動機づけの方法の検討や充実を目指します。	特になし	・変更は特になし ただし、市民が知りたいことがすぐわかるかという点においてはまだ不十分だと考える。
			(総務課) ・本市の人口等統計書のデータについて、オープンデータポータルサイトを活用し、自ら加工可能なデータの提供を行っている。 (総務課) ・今後、総務省等の統計データで、本市に係るデータにアクセスし易いよう、本市のサイトに統計情報ポータルサイトを開設する。	特になし	
(いこまの魅力創造課) ■平成２９年２月「生駒市オープンデータの推進に関する指針」を改訂し、オープンデータの推進に向けた基本的な考え方、取組の方向性を示した。 平成３０年度には、オープンデータの可視化技術を学ぶ「オープンデータデザイン講座」、オープンデータを使ったアプリ開発講座を市民向けに開催し、「オープンデータ」の周知に努めている。			(いこまの魅力創造課) ・生駒市オープンデータの推進に関する指針」が改定されたことにより、本市のオープンデータ化、利活用に向けた取組が推進されている。	特になし	

条 文	解 説
(情報共有制度) 第４７条　市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組み及び体制の整備について必要な措置を講じなければならない。	【解説】 市民への情報提供について、情報公開条例を適切に運用することを定めるものです。 《既存の法律など》 【生駒市情報公開条例】 (目的) 第１条　この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市政に関する市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって市等の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加を促進し、公正で開かれた市政を推進することを目的とする。

主な取り組み状況（進捗状況や成果）			取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見																								
(総務課) ■情報公開条例に基づき、市民等からの行政文書の開示請求に対応している。 <table><tr><td>年度</td><td>件数</td><td>処理内容</td></tr><tr><td>23</td><td>請求 139 申出 2</td><td>開示 93、 部分開示 26、 不開示 16 他</td></tr><tr><td>24</td><td>請求 176 申出 2</td><td>開示 83、 部分開示 38、 不開示 10 他</td></tr><tr><td>25</td><td>請求 137 申出 2</td><td>開示 91、 部分開示 26、 不開示 7 他</td></tr><tr><td>26</td><td>請求 157 申出 9</td><td>開示 91 部分開示 57 不開示 4 他</td></tr><tr><td>27</td><td>請求 159 申出 10</td><td>開示 104 部分開示 53 不開示 4 他</td></tr><tr><td>28</td><td>請求 133 申出 3</td><td>開示 76、 部分開示 51、 不開示 9 他</td></tr><tr><td>29</td><td>請求 119 申出 2</td><td>開示 78、 部分開示 40、 不開示 1 他</td></tr></table>			年度	件数	処理内容	23	請求 139 申出 2	開示 93、 部分開示 26、 不開示 16 他	24	請求 176 申出 2	開示 83、 部分開示 38、 不開示 10 他	25	請求 137 申出 2	開示 91、 部分開示 26、 不開示 7 他	26	請求 157 申出 9	開示 91 部分開示 57 不開示 4 他	27	請求 159 申出 10	開示 104 部分開示 53 不開示 4 他	28	請求 133 申出 3	開示 76、 部分開示 51、 不開示 9 他	29	請求 119 申出 2	開示 78、 部分開示 40、 不開示 1 他	・制度の浸透を図りつつ、引き続き取り組みを進めていく必要がある。			特になし	・変更は特になし ただし、市民が知りたいことがすぐわかるかという点においては まだ不十分だと考える
年度	件数	処理内容																													
23	請求 139 申出 2	開示 93、 部分開示 26、 不開示 16 他																													
24	請求 176 申出 2	開示 83、 部分開示 38、 不開示 10 他																													
25	請求 137 申出 2	開示 91、 部分開示 26、 不開示 7 他																													
26	請求 157 申出 9	開示 91 部分開示 57 不開示 4 他																													
27	請求 159 申出 10	開示 104 部分開示 53 不開示 4 他																													
28	請求 133 申出 3	開示 76、 部分開示 51、 不開示 9 他																													
29	請求 119 申出 2	開示 78、 部分開示 40、 不開示 1 他																													

条 文	解 説
(情報収集及び管理) 第４８条　市は、常に市政運営に必要な情報の収集に努めるとともに、その保有する情報を適正に管理しなければならない。	【解説】 生駒市独自の市政運営を行うのに必要な情報について、常に収集すべきことと、所在を明確にし、必要なときに職員の誰もが引き出せるよう情報を適正に管理しなければならないことを定めています。

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
(広報広聴課) ■新聞クリッピングを行い、関係する情報を庁内LANを使い掲載している。	(広報広聴課) ・メディアの情報共有を新聞に限定しているため、テレビや雑誌の情報を庁内全体で行うことが徹底でき ⇒ていない。			特になし	・変更は特になし ただし、今後工夫すべきことは山積みだと思う。
(秘書企画課) ■部庶務担当課にて、各種行政情報（他自治体先進地事例、官庁速報など）をネット上でリアルタイムに把握できるシステムがあり、部内各課に周知を行っている。 通信社が運営している各種行政情報サイトをライセンス契約し、各課に割り振っており、他自治体先進地事例や官庁速報などの情報を即時に入手できる環境を整備している。	(秘書企画課) ・今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある			特になし	
(総務課) ■情報セキュリティの徹底 個人情報等の外部に漏えいした場合には重大な影響を及ぼす情報、行政運営上必要な情報等が含まれていることにかんがみ、情報セキュリティポリシー(情報セキュリティに関する規則基本方針、情報セキュリティ対策基準)を定め、情報資産の適切な保護及び適正な管理に努めている。また、全職員対象に情報セキュリティセルフチェックを実施。	(総務課) ・今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある	・情報化の進展に伴い、情報漏えいや改ざん、外部からの不正アクセス等の危険が高まる中、情報のセキュリティ対策をより一層進めるとともに、個人情報の取り扱いは厳重に行い、職員研修の強化を図っていく必要があると考えます。	(総務課) ・個人情報の取扱いについては、職員だけでなく、臨時職員の知識の向上を図るため、研修を実施している。 ・本市の情報ネットワークをインターネットリスクから守るため、情報セキュリティ強化対策を実施した。 また、新規採用職員向け研修と全職員向けセキュリティ研修を毎年実施することで、職員のセキュリティ意識向上に努めている。	特になし	

(収税課) ■平成 25 年宝塚市における火炎瓶放火事件を受けて、滞納者に関する収集した情報を紙ベース管理から税システムに入力し、データ保護・危機管理に努めている。				特になし	
---	--	--	--	------	--

条 文	解 説
(個人情報の保護) 第 4 9 条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。	【解説】 情報の公開や提供は大切なことですが、個人の権利及び利益を保護しなければならないことや市が収集し、保有する個人情報については、厳重に管理しなければならないことを定めています。この条例では基本的な事項を定めていますが、具体的には「生駒市個人情報保護条例」を適用します。

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見																																																
（総務課） ■個人情報保護条例に基づき、市が保有する市民の個人情報についての取扱いを行っている。 【個人情報開示等請求状況】 <table><tr><th>年度</th><th>開示請 求</th><th>処理内容</th></tr><tr><td>23</td><td>7</td><td>開示 3、部分開示 1、不開示 1、取下げ 1</td></tr><tr><td>24</td><td>6</td><td>開示 4、部分開示 2</td></tr><tr><td>25</td><td>16</td><td>開示 8、部分開示 3、不開示 2、取下げ 1、却下 2</td></tr><tr><td>26</td><td>15</td><td>開示 7、部分開示 8</td></tr><tr><td>27</td><td>18</td><td>開示 8、部分開示 9、却下 3</td></tr><tr><td>28</td><td>29</td><td>開示 9、部分開示 14、 取下げ 1、却下 5</td></tr><tr><td>29</td><td>12</td><td>開示 6、部分開示 7</td></tr></table> （総務課） 【個人情報取扱事務届出件数】 実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始するときに、市長に届出をしている件数 <table><tr><th>実施機関</th><th>個人情報取扱事務</th></tr><tr><td>市長</td><td>3 5 1 3 7 1</td></tr><tr><td>教育委員会</td><td>8 8 1 0 4</td></tr><tr><td>水道事業管理者</td><td>4 4 3 6</td></tr><tr><td>選挙管理委員会</td><td>1 4</td></tr><tr><td>監査委員</td><td>3</td></tr><tr><td>公平委員会</td><td>0</td></tr><tr><td>農業委員会</td><td>1 2 1 1</td></tr><tr><td>固定資産評価審査委員会</td><td>1</td></tr><tr><td>消防長</td><td>4 7 4 0</td></tr><tr><td>議会</td><td>6 4</td></tr><tr><td>合 計</td><td>5 6 6 5 8 4</td></tr></table>	年度	開示請 求	処理内容	23	7	開示 3、部分開示 1、不開示 1、取下げ 1	24	6	開示 4、部分開示 2	25	16	開示 8、部分開示 3、不開示 2、取下げ 1、却下 2	26	15	開示 7、部分開示 8	27	18	開示 8、部分開示 9、却下 3	28	29	開示 9、部分開示 14、 取下げ 1、却下 5	29	12	開示 6、部分開示 7	実施機関	個人情報取扱事務	市長	3 5 1 3 7 1	教育委員会	8 8 1 0 4	水道事業管理者	4 4 3 6	選挙管理委員会	1 4	監査委員	3	公平委員会	0	農業委員会	1 2 1 1	固定資産評価審査委員会	1	消防長	4 7 4 0	議会	6 4	合 計	5 6 6 5 8 4	（総務課） ・今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある。			特になし	
年度	開示請 求	処理内容																																																			
23	7	開示 3、部分開示 1、不開示 1、取下げ 1																																																			
24	6	開示 4、部分開示 2																																																			
25	16	開示 8、部分開示 3、不開示 2、取下げ 1、却下 2																																																			
26	15	開示 7、部分開示 8																																																			
27	18	開示 8、部分開示 9、却下 3																																																			
28	29	開示 9、部分開示 14、 取下げ 1、却下 5																																																			
29	12	開示 6、部分開示 7																																																			
実施機関	個人情報取扱事務																																																				
市長	3 5 1 3 7 1																																																				
教育委員会	8 8 1 0 4																																																				
水道事業管理者	4 4 3 6																																																				
選挙管理委員会	1 4																																																				
監査委員	3																																																				
公平委員会	0																																																				
農業委員会	1 2 1 1																																																				
固定資産評価審査委員会	1																																																				
消防長	4 7 4 0																																																				
議会	6 4																																																				
合 計	5 6 6 5 8 4																																																				